

花巻 実習場	遠野 実習場
-----------	-----------

(いずれかに○印を付けてください)

受付番号	
受付年月日	年 月 日

(ポリテクセンターで記入しますので、記入しないでください)

受講申込書

岩手職業能力開発促進センター所長 殿

(西暦)

年 月 日

写真貼り付け
(横2.4cm×縦3cm)

3ヶ月以内に撮影した写真
裏面に科名と氏名を
記入してください。

※太枠内は全てご記入の上、管轄の公共職業安定所へ提出してください。

志望科名	第一志望科	科		
	第二志望科	※希望が無ければ空欄としてください 科		
	第三志望科	※希望が無ければ空欄としてください 科		
ふりがな		性別	生年月日(年齢)	
氏名		男・女	昭和 ・ 平成 年 月 日 (歳)	
現住所	〒 _____ 区 _____ 都・道 市 町 _____ 府・県 郡 村			
自宅電話番号	— —	緊急時連絡先 (携帯電話等)	— —	
職歴 (上から新しい順に 記入してください)	勤務期間	業種	職種	
	自(西暦) 年 月 至 年 月			
	自(西暦) 年 月 至 年 月			
公共職業訓練 受講歴	受講期間	訓練科名		
	自(西暦) 年 月 至 年 月			
	自(西暦) 年 月 至 年 月			
ハロートレ見学会 参加の有無	1. 有 2. 無	参加 年月日	(西暦) 年 月 日	

※公共職業安定所記入欄

管轄安定所名及び担当者氏名	公共職業安定所(担当者氏名)
備考	

※個人情報の取扱いについて

受講申込書類(受講申込書、訓練コースの応募及び受講にあたっての同意書、面接補助シート)に記入された個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)を遵守し適切に管理いたします。

ご記入いただいた個人情報は、選考書類、受講に関する事務処理(連絡、出席表、修了証の交付)、業務統計、就職状況調査、訓練期間中や修了後の就職支援等の連絡、訓練修了後のアンケート調査に利用させていただきます。また、企業実習がある場合は、企業実習先の事業主へ情報提供されます。

なお、受講希望者本人が同意されている場合、法令の規定による場合、受講希望者または公共の利益を保護するために必要な場合を除いて、第三者に開示・提供することはありません。

訓練コースの応募及び受講にあたっての同意書

今回応募いただいた公共職業訓練は、求職中の方に早期に就職していただくことを目的として、公的な財源により実施しております。

受講する方に十分な技能等を身につけていただくためには、当センターからのお願い事項を守っていただくことや訓練受講や就職に対する意欲を高く持ち続けていただくことなど、皆様のご協力が欠かせません。

つきましては、当センターからのお願い事項等にご同意をいただいた上で、訓練コースにご応募いただきたく存じます。

次の各事項をお読みいただき、ご同意いただける事項にチェック（レ）をしていただいた上で、記入年月日と氏名をご記入ください。

チェックがない事項がある場合は、面接の際にあらためて確認させていただきます。

	事 項	チェック欄
①	訓練コースの訓練内容を理解した上で応募しています。	<input type="checkbox"/>
②	訓練受講中は、当センターのきまりや社会生活上のルールを守り、他の受講生と協調して訓練を受講します。（きまりの詳細は入所時に説明いたします。）	<input type="checkbox"/>
③	訓練受講中は、やむを得ない場合を除き遅刻・早退・欠席をすることなく、指導員の説明をよく聞き、実習等に集中して取り組みます。	<input type="checkbox"/>
④	十分な技能等を身につけるため、必要に応じて、所定の訓練時間以外の補講を受講します。（やむを得ない事情がある場合を除く。）	<input type="checkbox"/>
⑤	訓練受講に当たり自分で使用するテキストを購入します。（受講料は無料です。テキストの購入に必要な所要額は、「2019年度受講生募集案内」の13ページに記載されているとおりですので、ご確認ください。）	<input type="checkbox"/>
⑥	早期に就職するため、担当の指導員や就職支援アドバイザーと相談しながら、積極的に就職活動を行います。	<input type="checkbox"/>
⑦	訓練修了後も、当センターの職員から就職相談及び就職活動状況等の確認の連絡（電話・郵送）を受けたり、就職が決まった際には所定の様式で報告を行います。	<input type="checkbox"/>
⑧	訓練受講中や訓練修了後に、訓練受講等に関する簡単なアンケート調査に協力します。	<input type="checkbox"/>

私は上記のとおり同意します。

記入年月日

(西暦)

年

月

日

氏 名

※ご提出いただいた受講申込書は返却できません。

※個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を遵守し適切に管理し、訓練科の受講者選考及びご本人との面談以外には使用いたしません。

(受講申込書と一緒に公共職業安定所に提出してください)

面接補助シート

氏名:

1 志望科を知ったきっかけは何ですか。

- ①公共職業安定所の職業相談 ②ホームページ ③受講生募集案内 ④訓練説明会・初回説明会
⑤公共職業安定所内のポスター・リーフレット ⑥知人から聞いた ⑦ラジオで聞いた
⑧その他 ()

2 志望科を選択した理由や習得したいことなどを記入してください。

3 あなたが就職を希望する仕事について記入してください。

(1) あなたが就職を希望する仕事を選択してください。

- I 製造・生産の仕事 (①機械設計 ②機械加工・保全 ③溶接・板金 ④電気・電子制御 ⑤生産システム)
II 建設関係の仕事 (⑥建設・設備施工 ⑦住宅設計 ⑧電気工事・設備)
III 施設管理の仕事 (⑨施設・ビル管理)
IV その他 ()

(2) (1)の仕事を選んだ理由を具体的に記入してください。

4 あなたのこれまでの仕事内容について記入してください。

(1) あなたがこれまでに従事した仕事をすべて選択してください。

- I 製造・生産の仕事 (①機械設計 ②機械加工・保全 ③溶接・板金 ④電気・電子制御 ⑤生産システム)
II 建設関係の仕事 (⑥建設・設備施工 ⑦住宅設計 ⑧電気工事・設備)
III 施設管理の仕事 (⑨施設・ビル管理) IV その他 ()

(2) 今回受講を希望している訓練科で習得できる技能の中で、これまでの仕事によりすでにできることはありますか。

- ①まったくない ②一部できる ③大部分できる

5 現在の求人情報の収集状況について具体的に記入してください。

- | | |
|--|-------|
| (1) 求職活動を始めてからどのくらい経過しましたか？ | ヶ月程度 |
| (2) 情報収集のため公共職業安定所へ行っている回数はどれくらいですか？ | 月 回程度 |
| (3) 公共職業安定所等で求人票または訓練に係る相談を何回程度受けましたか？ | 回程度 |
| (4) 求人誌、インターネット等による情報収集はどれくらいですか？ | 週 回程度 |

6 あなたが無事に訓練を受講・修了できる状況であるか、お伺いします。

(1) 訓練では体力や円滑な動作が求められる実習があります。安全面から健康上等のご不安はありませんか。

- ①不安はない ②不安がある

(2) (1)で「②不安がある」とお答えになった方は、ご不安に感じている内容を記入してください。

※個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を遵守し適切に管理し、応募いただいた訓練科の入所選考以外には使用いたしません。

公共職業訓練受講要項

(目的)

第1条 この要項は、職業能力開発促進法施行規則第11条の「短期課程の普通職業訓練」に基づき、岩手職業能力開発促進センター（以下「センター」という。）が実施する職業訓練を受講する者（以下「受講生」という。）に必要な事項を明らかにすることを目的とする。

(休日)

第2条 受講生の休日は、原則として次のとおりとする。

土・日曜日、国民の祝日、年末年始

2 上記第1項のほかセンターの長が、訓練実施計画に必要と認めたる日

(退所)

第3条 受講生が退所しようとするとき、退所届を届け出なければならない。

(退所処分)

第4条 センターの長は、次の各号のいずれかに該当すると認められたとき、退所を命じることができる。

- (1) 出席が常でなく、欠席、遅刻又は早退が著しく多いとき
- (2) 施設の秩序や最適な訓練受講環境を乱したとき、又は乱すおそれがあるとき
- (3) 故意に施設の設備又は物品を亡失、毀損又は施設外に持ち出したとき
- (4) 法令違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、訓練受講生として相応しくないとき
- (5) その他、訓練の受講継続が困難であるとき

(除籍)

第5条 センターの長は、次の各号のいずれかに該当する受講生を除籍することができる。

- (1) 死亡の届出のあった者
- (2) 行方不明の届出のあった者
- (3) 公共職業安定所長により職業訓練受講指示、受講推薦又は支援指示を取り消された者

(欠席届)

第6条 受講生は、病気その他やむを得ない理由により欠席するとき又は欠席したときは、その旨速やかに担当者に届け出なければならない。

(遅刻、早退、外出)

第7条 やむを得ず遅刻、早退、外出をするときは、事前に遅刻・早退・外出届を提出しなければならない。

2 突発的事由により届け出られなかった場合は、できるだけ速やかに届け出ること。

(修了)

第8条 職業能力開発促進法の規則による所定訓練時間の8割以上、施設内訓練及び企業実習の訓練時間のそれぞれ8割以上出席し訓練目標に到達した者は、短期課程の普通職業訓練を修了できるものとする。

2 前項の者には、修了証書を授与する。